

戦後沖縄と米軍基地(4)沖縄基地をめぐる沖米日関係

平良, 好利 / TAIRA, Yoshitoshi

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

107

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

137

(終了ページ / End Page)

183

(発行年 / Year)

2010-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009908>

戦後沖繩と米軍基地 (四)

— 沖繩基地をめぐる沖米日関係 —

平 良 好 利

序 本論文の課題

第一章 沖繩米軍基地の形成 (以上百六卷二号)

第二章 沖繩の戦後復興と米軍基地 (以上百六卷三号)

第三章 沖繩の分離と軍用地使用問題 (以上百七卷二号)

第四章 土地接収と補償問題

第一節 軍用地の買い上げ問題

一 賃貸借契約の試みとその失敗

二 土地諮問委員会と土地連の発足

三 軍用地買い上げ政策の再浮上

第二節 海兵隊の沖繩移駐計画と土地問題

一 極東米軍の再配置問題と海兵隊の沖繩移駐

二 軍用地の大規模新規接収計画

第三節 米議会への訴え

一 沖繩代表団の訪米

二 プライス調査団の来島 (以上本号)

第五章 軍用地使用政策の確立と基地の拡大

第六章 沖繩返還と「基地問題」

第七章 基地労働者・軍用地主にとっての日本復帰

おわりに

第四章 土地接收と補償問題

特別基地協定を結んだうえで沖縄の施政権を日本に返還することを考えたアメリカ国務省に対し、同国軍部が引き続き沖縄をみずからのコントロール下に置くことに固執したのは、前章でのべたように、沖縄基地のフリーハンドをこれまで通り確保したいがためであった。なかでも沖縄の施政権返還に軍部が強く反対した理由の一つには、返還によって今後の軍用地接收が困難になるのではないかという不安があった。

また、国務省の主張を抑えて沖縄をみずからの統治下に置くことに成功した軍部は、既存軍用地を今後も継続使用していくための措置として、土地所有者と賃貸借契約を締結し、その土地の借地権を取得することを決定した。当初は軍用地を買い上げのことを考えていた陸軍省と統合参謀本部ではあったが、その買い上げ予算が得られなかったことや現地司令部からの反対によって、結局のところ暫定的措置として地主と賃貸借契約を結ぶことを決定したのである。

では、こうしたアメリカ軍部の意図通りに、対日平和条約の発効後新規の土地接收や既存軍用地の使用はスムーズに行われたのであろうか。結論から先にいえば、軍部はこの両方とも住民の反対によって手こずることになり、一九五〇年代を通じて沖縄で最大の政治問題となる。とりわけ五六年以後は日本政府やアメリカ国務省もこの軍用地問題に関与し、単に同問題は沖縄・アメリカ間の問題としてではなく、日米間の問題にまで発展していくのであった。そこで本章から次章にかけては、この沖縄で最大の政治問題となった一九五〇年代の軍用地問題について詳しく考察し

ていくことにする。⁽¹⁾

まず本章では、同問題が日米間の問題に発展する以前の段階、すなわち一九五〇年代前半の軍用地問題をめぐる政治過程を考察していくが、同政治過程を扱った従来の研究は、その執筆時期からくる制約のために、新聞記事や公刊資料に多くを依拠したものとなっており、その実相の解明という点では限界があった。⁽²⁾ それに対して本章では、解禁された米側一次史料を用いて、同問題に対する米軍側の態度を詳しく考察するとともに、これまで見過ごされがちであった住民側の主張の具体的中身や、裏面での米軍とのやりとりなどをみていくことにする。

まず第一節では、賃貸借契約に対する地主の反対を受けて、米軍当局がいま一度軍用地の買い上げ政策を検討するまでの過程を考察する。のちのち沖縄で最大の政治問題となるこの買い上げ政策は、それがどういう意図の下、またどういうプロセスを経て浮上してきたのかについては、これまでほとんど未解明であった。本節では米側一次史料を用いてこれらの点を明らかにする。

続く第二節においては、米海兵隊の沖縄移駐問題とそれに伴う大規模新規接收計画について考察する。これも従来の研究では十分掘り下げられることのなかった問題であるが、本節ではこの海兵隊の沖縄移駐がどういう背景の下、またどういうプロセスを経て決定されたのかを分析すると同時に、この海兵隊の沖縄移駐を現地米軍や陸軍省などがどうみていたのかも考察する。そして海兵隊の計画した軍用地の新規接收計画が具体的にどのような内容のものであったのかも明らかにする。

最後に第三節では、軍用地四原則（後述）を打ち立てた沖縄の政治指導者たちが、みずから直接ワシントンに乗り込んで米下院軍事委員会に軍用地問題を訴えていく過程と、これを受けてプライス調査団が沖縄に来島し現地調査を

実施するまでの過程を考察する。とりわけ沖繩の政治指導者たちが打ち出した軍用地四原則の具体的な中身を考察することを通じて、彼らが一体何を問題とし、また実際に何を望んでいたのかを明らかにする。

第一節 軍用地の買い上げ問題

一 賃貸借契約の試みとその失敗

沖繩現地の米軍が既存軍用地の継続使用のために地主と賃貸借契約を結ぶことを試みたのは、対日平和条約の発効からおおよそ二ヵ月後の五二年六月のことである。この米軍側の試みを前にして現地住民からは、軍用地使用料の早期支払いを求める声が上がっていた。この住民側の要求は、四九年頃から少しずつ始めてはいたものの、それが本格化するのは五一年に入ってからのことである。同年四月に沖繩で「土地所有権証明書」が交付されたことをきっかけにして、軍用地使用料の早期支払いを求める動きが活発化したのである。

この動きの先頭に立って積極的な活動を展開した人物は、のちに軍用地主の連合組織である市町村軍用地土地委員会連合会、通称土地連の初代会長となる桑江朝幸であった。彼は同年八月、軍用地使用料の早期支払いを求める陳情文を地元紙『沖繩タイムス』に掲載するとともに、同じ内容の陳情書を民政副長官や沖繩群島議会にも提出している。同陳情書で桑江は、軍用地使用料の支払いについて次のように要求している。「祖先ならばに、われらが血のにじむ努力をして求めた最大、唯一の財産たる土地が軍用地となり、やむなくわれらは他の非軍用地に居住せしめられた。これひとえに米国の世界政策に基づく人類平和の維持のためと思えば、われらも協力するにやぶさかではない。(中略) さる四月一日に土地所有権証明書が交付されたが、われらの土地のみ、布告により、所有権及び使用権の行使が

停止されている。罪なき人が、国家社会の政策のため一方的に所有権を停止する場合、必ずや、それに対する保護と代地の確保が並行すべきものと、われわれは確信し、当然の権利として、軍用地使用料の支払いを要求する⁽³⁾。

一九五〇年代を通して沖縄の政治指導者たちは、新規の土地接收は別にして、既存の軍用地を米軍が使用することについては、これを容認もしくは黙認したうえで、その軍用地使用に対する適正なる補償を求めていくことになるが、この桑江の陳情書には、早くもそうした沖縄の政治指導者たちの基本的なスタンスが示されていたといえる。

この桑江の陳情書を受け取った沖縄群島議会は、九月一日、これを検討したうえで、軍用地使用料の早期支払いを求める陳情書をビートラー民政副長官に提出する⁽⁴⁾。群島議会をこのように動かした桑江は、さらにその後も新聞広告を出したり署名運動を展開したりして、同問題に対する啓蒙活動を地道に進めていくことになる⁽⁵⁾。軍用地使用料の早期支払い要求がこうして住民の中から次第に湧き上がってくるなか、米軍当局は翌五二年六月、地主と賃貸借契約を結ぶことを試みたのである。

しかし、いざ米軍当局がこうした動きをみせるや、その当事者である軍用地主はこれに強い抵抗を示すことになる。例えば、米軍当局が六月二二日に真和志村で最初の賃貸借契約を試みた際、参集した一二〇名の軍用地主は、全員この契約を拒否している。また六月二七日に行われた宜野湾村での賃貸借契約も、同じく軍用地主全員がこれを拒否し、米軍当局の試みは失敗に終わる。のちに土地連会長となってこの契約拒否地主を側面からサポートした桑江によれば、この時米軍との契約に応じた地主の数は、「全地主約四万人のうち約九百人」のみで、しかも契約に応じた「九百人」の地主にしても、「不満ではあったが、苦しい生活のため、背に腹はかえられず、ひとまず（賃貸料を）もらっておいて生活の支え」⁽⁶⁾（括弧は筆者）としたのである。

軍用地主の大半がこのように米軍当局との契約に反対したのは、一つには、その賃貸借契約の有効期限が二〇カ年という長期にわたるものであったということがある、いま一つの理由には、米軍当局の提示した賃貸料があまりに低額であったということがあった。とりわけ米軍当局の示した年間賃貸料が一坪当たり平均で「タバコ一本代にもならない価格」であったことが、地主がこの契約に強く反発した大きな理由であった。⁽⁷⁾

では、軍用地主の強い反発を受けたこの賃貸料は、如何なる経緯で算出されたものなのだろうか。算出された賃貸料は軍用地の土地価格に六パーセントを乗じたものであったが、その軍用地の土地評価自体は、米軍ではなく日本勸業銀行（以下、勸銀と略記する）の専門家が行ったものであった。極東軍司令部がわざわざ勸銀に土地評価を依頼したのは、勸銀が戦前沖縄に支店を開設し、土地評価に必要な様々な資料を持っていたことがその理由の一つにあった。⁽⁸⁾しかしそれ以外にも、前章でみたように、同司令部が「徹底的な研究」の末に割り出した「最低限度」の軍用地価格が、連邦予算局によってすでに拒否されていたことがあったといえる。

勸銀鑑定調査課長の溝淵政一を団長とする勸銀調査団が沖縄現地で調査を行ったのは、一九五一年一月下旬から三月下旬にかけてのことである。この勸銀調査団の作成した「土地評価報告書」⁽⁹⁾に基づいて沖縄地区工兵隊は、翌五二年四月、約三万九〇〇〇エーカーの軍用地価格を総額で一〇〇〇万ドルとし、さらにそれに六パーセント乗じて年間賃貸料を六〇万ドルと決定したのである。⁽¹⁰⁾そして同年六月二日に開かれた軍民会議で現地米軍は、この土地評価が「公平なもの」であることを沖縄側に強調するのであった。⁽¹¹⁾

しかしここで留意しておくべきことは、「公平」であることを主張したこの軍用地の土地価格が、東京の極東軍司令部が「徹底的な研究」の末に割り出したあの一九五〇年一〇月の土地価格よりも、低く算定されたものであったと

いうことである。五〇年一〇月に算定された土地価格が一エーカー当り平均三六一ドルであったのに対し、今回沖縄地区工兵隊が算出した土地価格は、平均して二一〇ドルしかなかったのである。年間賃貸料が一坪当たり「タバコ一本代にもならない」ほど低く設定されたのは、このように軍用地の土地価格そのものが低く見積られたからであった。軍用地主の大半がこのようにあまりに低廉な賃貸料に反発して契約を拒否するという状況のなか、現地米軍はいま一つの難問に直面することになる。軍用地の新規接収に対する住民側の反発がそれである。

二 土地諮問委員会と土地連の発足

米軍が那覇近郊の真和志村銘刈、安謝、平野にまたがる約一五万坪（約一二二エーカー）の土地に対して収用通告を出したのは、一九五二年一〇月のことである。米軍が軍用地主と賃貸借契約を試みてから、およそ四ヵ月後のことであった。米軍はこれら対象地域を家族住宅地として利用するために、同年十二月一〇日までに明け渡すよう要求するが、関係住民はこれに強く反発し、琉球政府立法院（一九五二年四月に発足した住民側中央政府である琉球政府の立法機関。沖縄群島議会に代わるもの。以下、立法院という）に対して「立退命令の中止」を請願することになる。⁽¹²⁾

この要求を受けて立法院は、一月一五日、「強制立退反対に関する陳情」書を決議し、これをビートルアイ民政副長官に提出する。⁽¹³⁾ 同陳情書は、それが住民側代表機関による初めての強制収用に対する明確な反対表明であっただけでなく、対日平和条約発効後の強制収用に対して法的な疑問を提示した最初の文書であった。

同陳情書で立法院は、「米国が琉球を戦略的基地として、必要としていることも理解している。然しながらそのことによって、琉球住民の繁栄と幸福が損われ、僅かに持つ財産を奪われ、生活苦におとし入れられ基本的人権が無視さ

れる犠牲を独り琉球人が忍ばねばならない理由はない」とのべたうえで、「自らの土地と住民生活を擁護せんとする住民の叫び」は「人間としての生きるための当然の要求である」、と訴える。このように立ち退き住民の「基本的人権」の観点から米軍の強制収用に反対した立法院は、さらに次のようにのべている。「戦争終了後の今日なお軍用として琉球住民に立退きを強要することの法的根拠そのものにも、根本的に疑問があり、我々はその理由ないものと解している」。つまりここで立法院は、対日平和条約の発効によって占領期とは異なる局面に入ったにもかかわらず、なぜ米軍は占領期と同じ方法で、すなわち「立退き命令書」一枚のみで土地を強制収用できるのか、という疑問を提示したわけである。

ビートルに代わって新しく民政副長官に就任したオグデン中将は、こうした法的疑問に応えるかの如く、翌五三年四月三日、強制収用手続きを定めた布令一〇九号「土地収用令」を公布する⁽¹⁴⁾。この「土地収用令」は前文で、アメリカは「琉球列島の土地の使用及び占有に関し、ある程度の必要を有する」ものである、と謳ったうえで、この「必要に應ずべき琉球法規がない」のでその「土地の権利の取得及びそれに對する正當補償に関する手続きを定める」ことにした、とのべている。そして同布令は具体的に次のことを規定している。

まず第一は、土地の権利取得に関して米軍と土地所有者との間で意見の一致をみなかった場合には、民政副長官は当該財産の「識別」、「評定価格」、「正當補償の設定金額」などを記載した収用告知書を土地所有者に提示すること、第二は、「正當補償」に関して不服のある場合には、土地所有者は告知から三〇日以内に「民政副長官に訴願」を行うことができること、第三は、民政副長官はその土地所有者からなされた訴願を「琉球列島米国土地収用委員会」(以下、土地収用委員会)に付議し、それを「審議決定させる」こと、そして第四は、訴願中に土地所有者は、琉球

銀行に供託された「正當補償金」の七五パーセントを「引き出すことができる」こと、などを定めていた。

この強制収用手続きを定めた布令一〇九号を公布した現地米軍は、直ちにこれに基づいて土地の強制収用を開始することになる。まず四月一日には、前年から収用通告の出されていた真和志村銘刈、安謝、平野の対象地域に同布令を適用し、銃剣で武装した憲兵隊を出動させ、その土地をブルドーザーによって強制収用する。そして四月二〇日には米空軍の総合計画用地として小緑村具志一帯の地域に立ち退き通告が出されることになる（同年一二月に強制収用される）。

こうした強制収用の動きに対して住民側は、当然の如く激しく反発し、五月五日には立法院が布令一〇九号の撤廃や講和後の土地接收反対などを謳った決議書を可決する⁽¹⁵⁾。そして翌六日には立法院代表六名がオグデン民政副長官に直接会って同決議書を手交するとともに、口頭で布令一〇九号の撤廃や軍用地接收の抑制、そして立退き住民への適正補償などを要求することになる⁽¹⁶⁾。

こうした要求を受けてオグデンは、立法院代表に対し、土地接收に関する米軍側の意向を次のように率直に説明している。「沖繩に基地を建設するアメリカの目的は共通の平和 (the common peace) のためである。この平和を達成するためには土地が要求される。もし我々が土地を獲得することができなければ、我々は基地を建設することができない。(中略) 我々は土地の獲得と引き換えに沖繩および他の地域の人々に公正かつ妥当な補償を行うつもりであり、またそれを望んでいる」。つまりここでオグデンは、共産主義者の攻撃から「自由世界を守るため」には沖繩に基地を建設する必要がある、そのためには軍用地が絶対に必要になることを説明したうえで、その土地接收に対しては補償を行う旨を表明したのである。

基地建設の必要性をこのように強調するオグデンに対して、沖縄で最も親米的な政党であった琉球民主党⁽¹⁷⁾の与儀達敏幹事長（のちに立法院議長）は、「アメリカによるこの島での軍事基地の要求は理解している。我々はこの島での米軍基地建設の中止をあなた方に要求することは望んでいない。基地を建設するという米軍の目的は沖縄の住民および本日ここに集まった立法院議員は理解している」と返答している。また社大党の平良辰雄委員長（元沖縄群島政府知事）も、「立法院において我々はこの島における米軍施設の閉鎖をこれまで一度も主張したことはないし、また今後もそれを主張することは決してないだろう」とのべて、与儀同様に米軍の基地使用に理解を示している。このように立法院代表は、米軍基地の存在ないし基地建設をまずは容認したうえで、布令一〇九号の撤廃や立退き住民への適正補償、そして軍用地を可能な限り小規模なものに制限するよう要求するのであった。

この立法院代表との会談でオグデンは、関係地主に対して補償を行う旨を明言しただけでなく、オグデン本人または彼の代理人と直接土地問題で協議のできる住民側「代表者グループ」を設ける意向も明らかにしている。このオグデンの提案に基づき住民側「代表者グループ」、すなわち「沖縄土地諮問委員会」が発足したのは、同会談から一ヵ月後の六月六日のことである。同諮問委員会のメンバーには、委員長に弁護士伊礼肇が、その他の委員には北中城村長の比嘉秀盛、小禄村長の長嶺秋夫、読谷村議会議員の知花弘治、そして南洋帰還者協会会長の仲本興正の四名が琉球政府行政主席（同政府で行政を担当する沖縄側のトップ。米軍による任命。以下、行政主席ないし主席という）の指名の下、それぞれオグデンによって任命される。

こうして土地諮問委員会が発足するなか、その僅か一〇日後の六月一六日、軍用地問題を専門に扱ういま一つの住民側組織が立法院や市町村長のサポートの下、結成されることになる。「市町村軍用地委員会連合会」、通称土地連

がそれである。この土地連は文字通り、基地のある市町村に設けられた「軍用土地委員会」の連合組織であるが、この軍用土地委員会の構成メンバーには、市町村長を含む市町村当局、市町村議会、そして各地域の地主代表らが名を連ねていた。これをみても分かるように、この土地連はまさに各市町村の有力者を網羅した、超党派の組織体であった。

この超党派の組織体である土地連の会長には、これまで精力的に軍用地問題に取り組んできた若十三五歳の桑江朝幸が抜擢され、その若い桑江を補佐する副会長には、戦前北部町村会の会長等を歴任した長老の池原新蔵と、現職の佐敷村長である津波元八の二人が選任される。同連合会の会則にあるように、この組織の目的は、「市町村の強固な団結により、沖繩における軍用地問題の円滑、且つ適正妥当な解決を図るため、その筋に建言し、住民の財産権を保護すること」にあつた。⁽¹⁸⁾ 桑江率いる土地連が、のちに軍用地問題をめぐる政治過程のなかで大きな役割を演じることになるのは、後述の通りである。かくして一九五三年の半ばには、この土地連と沖繩土地諮問委員会の二つの組織も結成され、さらに米軍側も軍用地問題の解決に向けて本格的に動き出すのであつた。

三 軍用地買い上げ政策の再浮上

さて、六月六日に発足した沖繩土地諮問委員会は、その後米軍側担当者との間で協議を重ねながら、軍用地問題に関するいくつかの進言書をオグデンに提出している。そのなかでもとりわけ重要なものが、九月二六日に提出した進言書である。この進言書のなかで同委員会は、まず第一に、短期的に一時使用する軍用地については賃貸料を支払うべきであるが、それ以外の軍用地については地代を全額一括で支払うこと、第二に、後者の土地の権原 (right) につ

いてはできる限り琉球政府が取得するか、あるいはアメリカ自身がそれを取得し、沖縄を離れる際に琉球政府に移譲すること、第三に、権原を取得した時点で地主に対して地代を全額支払うこと、第四に、八重山に移住する人々にはアメリカに引き渡した土地の三倍もの土地を新たに提供し、移住費として二〇〇ドルを与えること、第五に、アメリカは二〇〇万ドルの資金をもって道路、学校、病院、水道施設などの八重山開発を支援すること、第六に、沖縄本島内の別の場所に移動する人々にはその移動費として一〇〇ドルを与えること、などを進言している。⁽¹⁹⁾つまり同委員会は、軍用地の買い上げ案と八重山への移住案をオグデンに進言したわけである。

このように土地諮問委員会はオグデンに対し軍用地の買い上げ案を進言したわけであるが、しかし同委員会が発足の当初からそれを考えていたかという点、決してそうではなかった。むしろ同委員会は、この買い上げ案に反対の意向を示していたのである。⁽²⁰⁾しかしこうした態度の同委員会に対し軍用地の売却案を勧めたのは、米軍側の土地問題担当官であったデービッド・L・ガンドリング (David L. Gundling) 少佐であった。そのガンドリングのまとめた同年七月一日から三一日までの活動記録によると、彼は伊礼ら土地諮問委員会のメンバーに対して、次の点を指摘している。まず第一は、アメリカに土地を売ることによって「琉球の住民は新しい土地を購入したり新しい住宅を建てるための十分な資金を持つことができる」こと、第二は、アメリカが土地の買い上げ方式と賃貸借契約のどちらをとるにせよ、「土地所有者はみずからの権利を失ってしまう」こと、第三は、アメリカが土地を購入したあと沖縄から撤退するようなことがあったとしても、旧所有者がその土地を取り戻すことはできないこと、そして第四は、少数の地主にとっては賃貸借契約は利益となるが、大多数の地主にとっては不利益となること、以上の四点を指摘するのであった。⁽²¹⁾

賃貸借契約を締結しても「土地所有者はみずからの権利を失ってしまう」とした点については、その意味するところはよく分らないが、いずれにしてもここでガンドリングは、上記の点を指摘しながら土地諮問委員会に対し軍用地の買い上げ案を勧めたわけである。ガンドリングからこうした説明を受けた土地諮問委員会は、これ以降、軍用地の買い上げ案を支持する態度をみせるようになり、九月二六日には正式にオグデンに対し、前出の進言書を提出するのであった。⁽²²⁾

一方、オグデン率いる米民政府は、同委員会が買い上げ案を進言するその前から、実は同案を支持する文書を作成していた。おそらく極東軍司令部に提出するために準備したと思われる九月一六日付けのある文書のなかで、同政府はこの買い上げ案を支持する理由として次の八点を挙げている。⁽²³⁾ まず第一に、アメリカにとってかなりの経費節約になること、第二に、アメリカの基本的な政策と調和していること、第三に、土地を失った人々が新たな土地を購入し、みずからの生活を再建できること、第四に、これによって軍用地の権原 (Easement) がアメリカにあることが明確となり、基地建設のための投資が保障されること、第五に、軍用地の取得政策とその手続きが簡素化されること、第六に、沖縄住民の要望と一致していること、第七に、困難な政治問題をこれによって緩和しうること、そして第八に、沖縄におけるアメリカの意図を明確にすることができること、以上の八つである。

軍用地の買い上げ案が経費の大幅削減になるとした点については、同政府は具体的な数字を挙げてこれを説明している。すなわち、恒久使用を予定している約四万エーカーの軍用地を賃貸借した場合、二〇年間でおよそ一八〇〇万ドルの費用がかかってしまうが、しかしこれを買ひ上げた場合には、一五〇〇万ドルの費用で抑えることができる、と説明したのである。

また同政府はこうした直接的なコストだけでなく、売買契約や賃貸借契約を行う際の行政上のコストに関しても、軍用地を買い上げたほうがそのコストは低く抑えることができる、と説明している。つまり賃貸借契約を採用した場合には、その行政上のコストが毎年かかってしまうが、軍用地を一括で買い上げた場合には、そのコストは最初の一回きりで済んでしまう、とのべて後者の利点を強調したのである。

次に、「アメリカの基本的な政策と調和している」とした点については、おそらく沖縄統治の基本方針を定めた前出民事指令（前章）が軍用地の買い上げを謳っていることを指しているものと思われるが、この九月一六日付けの文書ではさらに、フィリピンのクラーク空軍基地の事例（基地拡張のために七〇〇〇エーカー余の土地の権原を最近獲得した事例）も挙げて、沖縄での土地買い上げを正当化するのであった。

また軍用地の買い上げ政策が「沖縄住民の要望とも一致している」とした点については、同文書は次のような理由を挙げている。すなわち、「沖縄住民の代表」としてオグデンに任命された土地諮問委員会が買い上げ政策を支持しているのも、その「土地諮問委員会を通じて沖縄住民もこの買い上げ計画を支持している」、とのべたのである。しかしこの時期土地諮問委員会が米軍との協議内容を外部に漏らすことが許されていなかったことを考えても、また桑江朝幸率いる土地連が買い上げではなく賃貸借契約の継続と賃貸料の増額を要求していたことを考えても、この米軍当局の主張は当時の住民側の要求を正確に伝えたものとは言い難い。

また「沖縄におけるアメリカの意図を明確にすることができる」とした点については、アメリカが沖縄に長期にわたって留まる意図を持つことを軍用地政策の側面から明確にしようとしたものであったといえる。

以上、こうした米民政府内部での検討および沖縄土地諮問委員会の進言を受けてオグデンは、一〇月一六日、軍用

地の「単純封土権 (fee simple title)」（日本でいえば土地所有権に近い権利）ないし「適切な地役権 (appropriate easement interests)」を獲得するための資金と、三五〇〇世帯の住民を八重山諸島に移住させるための資金を東京のジョン・E・ハル (John E. Hull) 民政長官 (リッジウェイの後任) に要求する⁽²⁴⁾。そしてこの要求を受け取ったハルは、これを極東軍司令部内部で検討したあと、一月二日、同予算を陸軍長官に対して要求するのであった⁽²⁵⁾。

この陸軍長官宛て書簡のなかでハルは、三〇年以上の長期にわたって使用する軍用地と、返還の際に原状回復が困難な二〇年以下の比較的短期にわたって使用する軍用地の二種類を買い上げの対象としたうえで、その土地の「単純封土権」ないしは「適切な地役権」を地主から一括払いで買い上げを提案している。そして、この軍用地の買い上げ費用として一四二五万五〇〇〇ドルを要求するとともに、土地を失った家族の八重山諸島への移住費として七〇万ドルを (三五〇〇〇戸の移住を想定。一戸当たりの移住費は二〇〇ドル)、そして八重山諸島の開発費として二〇〇万ドルを (学校、病院、道路、水道施設、電力施設などの建設費)、陸軍省に要求するのであった。八重山諸島への移住費を一戸当たり二〇〇ドルとしたことや、八重山開発費を二〇〇万ドルとしたことは、前述した沖縄土地諮問委員会の進言に沿ったものといえる。

沖縄現地から上がってきたこの軍用地買い上げ政策をハル民政長官が承認した背景の一つには、これまで未解決であった沖縄の処遇問題がここにきてようやく決着をみたことがあったといえる。ハルが陸軍長官に軍用地購入費を要求した同じころ、ダレス國務長官は奄美返還協定の締結に際し、極東に脅威と緊張の条件が続く限り残りの琉球諸島を統治していくという声明を発表している (前章)。陸軍長官に宛てた一月二日付の同書簡のなかでハルは、このダレス声明を持ち出したうえで、「アメリカが無期限に沖縄にとどまる」ことが軍用地問題解決の前提となってい

る、と説明するのであった。⁽²⁶⁾

ハルがこのように軍用地買い上げ政策を陸軍省に提案する少し前(二月九日)、実は国防省は奄美返還に合わせ、前出民事指令の改定案を作成し、これを国務省に提起していた。⁽²⁷⁾ 奄美返還後の沖縄統治のあり方を定めたこの民事指令改定案のなかで国防省は、軍用地の使用に関して次のような見解を提示していた。すなわち、第一に、米軍が必要とする軍用地についてはその土地を賃貸借契約によって取得すること、第二に、しかし米議会によって資金の支出が承認された場合は「地役権」を取得すること、第三に、その「地役権」取得の際には土地の価格を全額土地所有者に支払うこと、そして第四に、この「地役権」を土地所有者との交渉によって取得できない場合には、琉球政府が土地収用権を行使し、「地役権」ではなく「借地権 (leasehold interest)」を取得すること、以上の四つである。⁽²⁸⁾

これに対して国務省は、必要な土地を賃貸借契約によってだけでなく、土地所有者の同意があればこれを買上げによって取得できるようにすべきこと、しかし土地収用権の行使は「借地権」の取得にだけ限定すべきこと、などを要求するのであった。⁽²⁹⁾ つまり国務省は、国防省の提案にはなかった土地の買い上げという考え方をあえて持ち出したうえで、これについては土地所有者の同意がなければできないことを明確にしようとしたわけである。言い換えれば、「地役権」とともに「単純封土権」取得の考え方をあえて持ち出したうえで、これら二つの権利については土地所有者との交渉によってしか取得できないことを、ここで明確にしようとしたわけである。結局のところ、国防省が国務省の要求を一部受け入れたことによって、一九五四年八月に改正された民事指令では、「単純封土権」の買い上げについては土地所有者の同意がなければできないこととされた(但し「地役権」については、土地所有者の同意がなくても強制収用できるとされた⁽³⁰⁾)。

このように改正された民事指令では、「単純封土権」の買い上げが制限されることとなったのだが、それでも同権利と「地役権」については土地所有者の同意があれば一括払いによって買い上げることができるとされた。この民事指令の改正を受けて陸軍省は、東京の極東軍司令部から上がってきた土地購入費と八重山開発費を、一九五六会計年度予算案に含めることを決定するのであった。⁽³¹⁾

かくして陸軍省による予算要求行動が翌五五年に入ってから始まることになるが、しかしそれと並行して沖縄現地では、土地をめぐる新たな問題が浮上してくることになる。米海兵隊の沖縄移駐に伴う軍用地の大規模新規接收問題がそれである。

第二節 海兵隊の沖縄移駐計画と土地問題

一 極東米軍の再配置問題と海兵隊の沖縄移駐

トルーマン政権に代わって新しくアイゼンハワー政権が誕生したのは、一九五三年一月のことである。このアイゼンハワー政権にとって最大課題の一つは、周知のように、朝鮮戦争や軍備拡張によって拡大した国防予算をいかに削減するかにあった。そしてこの国防予算削減のために同政権が最も重視した施策の一つが、経費のかかる陸上兵力を削減することであった。

陸上兵力をこのように全体的に削減していくとなると、どこからそれを削減し、また残った兵力をどこに適切に配分するのが重要な問題となるが、削減の対象として同政権が真っ先に目をつけたのが、朝鮮戦争を通じて急増した韓国を中心とする極東地域の陸上兵力であった。⁽³²⁾ 五三年七月の休戦協定の成立時点でアメリカは、全陸軍二〇個師団

のうち七個師団を韓国に配置し、一個師団を日本に配置していた。また全体で三つあった海兵師団のうち一個師団を韓国に、もう一個師団を日本に配置していた。⁽³³⁾

この韓国を中心とする極東地域に配置された陸上兵力の削減問題が国家安全保障会議で話し合われたのは、休戦協定の成立からおよそ五カ月後の一二月三日のことである。⁽³⁴⁾ この会議でジョージ・M・ハンフリー (George M. Humphrey) 財務長官は、国防予算削減の観点から韓国からの二個師団即時撤退を要求し、このハンフリーの提案を国防長官のチャールズ・ウィルソン (Charles Wilson) が、同じ予算上の理由から強く支持することになる。アジア地域で「積極政策」をとるべきだと考えていたアーサー・W・ラドフォード (Arthur W. Radford) 統合参謀本部議長は、当初この即時撤退案に慎重な姿勢を示すが、アイゼンハワー大統領やダレス國務長官もこのハンフリーの提案を支持したことから、結局のところ態度を軟化させて二個師団の即時撤退を受け入れることになる。これを受けてアイゼンハワーは、二個師団の撤退開始時期を翌五四年三月一日と決定するのであった。

またこの一二月三日の国家安全保障会議では、もし休戦状態がこのまま長期化した場合、在韓米軍を二個師団にまで削減し、それが完了した時点でさらに状況を見極めたうえ、極東地域から米軍を追加撤退させることを決定する。

この決定を受けて統合参謀本部は翌五四年四月一日、極東米軍の包括的な再配置計画を作成し、これをウィルソン国防長官に提出する。⁽³⁵⁾ この計画によれば、陸軍は韓国に駐留する四個師団を同年一二月までに同国から撤退させ、一方の海兵隊は韓国に駐留する海兵隊一個師団をアメリカ本国に翌五五年七月から九月にかけて撤退させることを計画する。前者の陸軍四個師団の撤退先は、一個師団が日本、もう一個師団がハワイ、そして残り二個師団がアメリカ本国であった。

この米軍の立てた包括的な再配置計画は、同年五月のビエンビエンフーの陥落に象徴されるインドシナ情勢の悪化を受けて、その実行を一時中断されてしまうが、しかし同年七月のジュネーブ会議で休戦協定が締結され、インドシナ情勢が好転すると、再配置計画の検討が再開されることになる。重要なことは、この再検討過程のなかでウィルソン国防長官が、のちに軍用地の買い上げ問題と並んで沖縄で大きな政治問題となる海兵隊の沖縄移駐を要求したことである。

ジュネーブ協定の調印から五日後の七月二六日、ウィルソンは統合参謀本部と各軍に対し、四月一日に策定した前出再配置計画を一部修正することを要求する。⁽³⁶⁾ ウィルソンが修正を求めた点は、韓国からアメリカ本国に撤退させる予定であった海兵隊一個師団を極東地域に残留させ、同地域に海兵隊二個師団をそのまま維持する、という点にあった。具体的には、第一海兵師団をそのまま韓国に駐留させ、もう一つの第三海兵師団を日本から沖縄に持っていく、というものであった。ウィルソンがどういう判断に基づきこうした要求を行ったのかは不明であるが、このウィルソンの要求は七月二八日、国家安全保障会議で正式承認され、ここに第三海兵師団の沖縄移駐は国家の最高意思決定レベルで決定されるのであった。

なお、極東米軍の再配置計画の一部変更によりニシアチブを發揮したウィルソンは、さらに一二月九日、韓国に駐留していた第一海兵師団をアメリカ本国に撤退させ、代わりに日本に駐留していた陸軍一個師団を韓国に移動させることを指示している。⁽³⁷⁾ そして一九五〇年代末には日本に駐留していた最後の陸軍一個師団もアメリカ本国へと撤退させ、これによって日本には僅かな補給部隊を残して全地上兵力がいなくなり、極東地域には韓国に陸軍二個師団と沖縄に海兵隊一個師団と陸軍一個連隊のみが残留することとなった。

アメリカが日本から全地上兵力を撤退させた背景の一つには、日本における反基地世論の高まりがあったといえる。対日平和条約の発効以後、日本では内灘（一九五二年～五三年）、浅間・妙義山（五三年）、そして北富士（五四年）など、全国各地で反基地運動が展開されていた。そして一九五五年には立川飛行場の拡張工事に反対する、いわゆる「砂川闘争」が巻き起こり、反基地運動はここに一つのピークを迎えることになる。⁽³⁸⁾ こうした反基地運動の高まりを背景に同年八月、重光葵外務大臣はダレス國務長官に対し、在日米軍（陸上兵力）の撤退を要請することになる。⁽³⁹⁾ こうした講和以後の日本における反基地世論の高まりを背景にして、アメリカは日本からの地上軍撤退を推し進めていったのである。

このように米軍の地上兵力がなくなった日本とは対照的に、韓国と沖縄には陸上兵力が集中することとなるが、両地域に配置された陸上兵力の役割には、それぞれ異なるものがあったといえる。ウィルソン国防長官が第一海兵師団を韓国の防衛にだけ貼り付けておくのを嫌がりアメリカ本国に撤退させたのをみても分かるように、韓国に残留した陸軍二個師団は、もっぱら韓国の防衛や朝鮮有事への対応を主任務とする部隊であった。これに対して五五年以後段階的に日本から沖縄に移駐していった第三海兵師団は、西太平洋地域における「機動打撃部隊 (mobile striking force)」としての役割を担っていたといえる。⁽⁴⁰⁾ したがってこの時期アジア太平洋地域に展開する米地上部隊のなかで自由に動ける部隊として唯一想定されていたのは、沖縄に移駐していった第三海兵師団だけであったといえよう。

このように一九五四年に入って沖縄基地は、海兵隊基地としての姿もみせるようになるが、いま一つ重要なことは、この時期から「核基地」としての姿もみせるようになっていったことである。沖縄が核基地へと変貌を遂げていった背景には、アイゼンハワー政権が打ち出した、いわゆる「ニューロック戦略」があった。この「ニューロック

戦略」とは、周知のように、陸上兵力よりもコストのかからない核兵器に大きく依存した戦略である⁽⁴¹⁾。国防予算削減のために地上兵力の削減を最重要課題にしていた同政権は、その削減される地上兵力を補うものとして、コスト安の核兵器を安全保障戦略の中心に据えたわけである。

ある研究によれば、この「ニュールック戦略」に基づき沖縄に核兵器が配備されるようになったのは、五四年一月以降のことである⁽⁴²⁾。共産中国が台湾の支配下にある金門・馬祖を攻撃したことで始まったいわゆる第一次台湾危機（一九五四年九月～五五年一月）の真っ只中に、沖縄に核兵器が密かに配備されたわけである。その後沖縄への核兵器配備は加速し、アイゼンハワー政権の末期には、アジア太平洋地域に配備されていた約一七〇〇発の核兵器のうち、実にその半数近くの八〇〇発が、沖縄の嘉手納基地に配備されるまでになっていたのである⁽⁴³⁾。

このように急速に核基地化していった沖縄は、戦略空軍の中核をなすB-47中距離爆撃機の「発進・中継基地」としてさらに重要視されるようになり、五四年にはフィリピンから第一八戦闘爆撃航空団が嘉手納基地に移駐して行くことになる⁽⁴⁴⁾。また五九年には高空迫撃ミサイル「ナイキ・ハーキュリーズ」が沖縄に配備され、沖縄の防空体制は強化されるのであった⁽⁴⁵⁾（このナイキ・ミサイル配備に伴う基地建設については、土地接収問題の観点からもう一度次章で取り上げることにする）。

以上のようにアイゼンハワー政権下の沖縄基地は、これまでの空軍基地としての役割以外にも、核基地および海兵隊基地としての役割をも担うようになり、アジア太平洋地域で最も重要な基地の一つとして、その地位を固めていくことになる。しかし問題は、沖縄住民がこれをどう受け止めたのかということである。なぜなら、この沖縄基地が有効に機能しうるかどうかは、一つには、そこに住む沖縄住民の米軍基地への態度如何にかかっていたからである。海

兵隊の沖縄移駐がもたらす住民への悪影響としてまず考えられるのは、それに伴う新規の土地接収である。この新規接収に対する住民側の反応については次節でみるとして、まずは海兵隊の新規接収計画が如何なるもので、またこの計画を現地米軍と陸軍省がどうみていたのかを、以下で考察していくことにする。

二 軍用地の大規模新規接収計画

約四万エーカーにおよぶ沖縄の既存軍用地は、陸軍と空軍（そして僅かながら海軍）がしっかりと確保していたがために、日本から移駐してくる第三海兵師団は、みずからの基地を新たに構築するために、土地を新規に接収する必要があった。しかし琉球軍司令部を含む米軍関係者や在沖米総領事などは、同師団による土地の新規接収を問題視することになる。

いち早く第三海兵師団の沖縄移駐の知らせを受けたオグデン琉球軍司令官（兼民政副長官）は、同師団の移駐決定からおおよそ二カ月後の五四年九月二十九日、早くも新規接収に関して次のようなコメントをある文書に残している。「海兵隊は北部エリアの起伏に富んだ箇所を訓練場として、また遠く離れた箇所を小規模な射撃場として使用することを考えている。また彼らはイーブリー射撃場 (Easley Range) を水陸両用作戦訓練に使用することを考えている。このことは、立ち退き住民の問題を含んだ大規模新規土地取得計画を導入することになる⁽⁴⁶⁾」。

さらにオグデンは、東京のハル極東軍司令官に宛てた十一月二七日付けのある文書のなかで、「沖縄への（海兵隊）一個師団の移動は、大規模な土地接収計画と、適正な補償を要する一二〇〇世帯弱の移動を直ちに促進することになる」（括弧は筆者）と報告している。⁽⁴⁷⁾ 同文書によれば、当時琉球軍司令部は、マチナト、宜野湾、伊江島で新たな基

地建設を計画しており、さらに自動対空砲や他の防空施設のための新しい用地取得も検討中であった。米軍の家族住宅建設が予定されていたマチナト・エリアでは、この基地建設にあたって一三八世帯の住民立ち退きが想定されており、また訓練地域と兵舎の建設が予定されていた宜野湾エリアでは、そこに居住する三二世帯の住民とこの地域内の農地で生計を立てている二二一世帯の立ち退きが想定されていた。また伊江島では空軍が爆撃場開発のために土地を要求しており、そのなかには住民一五世帯の立ち退きが含まれていた。⁽⁴⁸⁾このように沖縄現地の陸軍と空軍は、多数の住民立ち退きを伴う新たな基地建設を計画していたのであるが、その最中に海兵隊の沖縄移駐の知らせを受けたオグデンは、この海兵隊の大規模新規接收のもたらす悪影響を懸念して、これを問題視したのである。

また東京の極東軍司令部も、オグデンと同じく海兵隊の沖縄移駐を問題視していた。同司令部の作成した内部文書によれば、海兵隊の沖縄移駐の決定を受けて同司令部は、この決定の再考をアメリカ本国に要求していた。⁽⁴⁹⁾また沖縄現地のジョン・M・スティーブス (John M. Steeves) 総領事も、東京の駐日大使館に宛てた一九五五年五月一七日付けの電報のなかで、「海兵隊が沖縄に移駐することになれば、深刻な事態に陥っている土地問題は、解決できなくなるだろう」と伝えている。⁽⁵⁰⁾さらにスティーブスが駐日大使に宛てた五月二四日付の手紙によると、極東視察で沖縄を訪問していたエドワード・A・ベーコン (Edward A. Bacon) 陸軍次官補をはじめとする陸軍省上層部も、全員「例外なく」この海兵隊の沖縄移駐に「強い疑問」を持っていた。⁽⁵¹⁾実際、帰国後にまとめた視察報告書のなかでベーコンは、土地の新規接收によって予想される事態は「第三海兵師団の沖縄移駐の再検討を正当化させる」ものである、とのべて、同師団の沖縄移駐を疑問視するのであった。⁽⁵²⁾

このように米軍関係者と在沖総領事は、ともに海兵隊の大規模新規接收のもたらす悪影響を懸念して、同部隊の沖

縄移駐に疑問を呈したわけである。それでは、海兵隊の立てた新規接收計画とは、実際どのようなものだったのだろうか。

プライス調査団の来島（後述）に備えて作成された海兵隊のブリーフィング・ペーパーによれば、彼らの立てた土地接收計画とは、以下のようなものであった。⁽⁵³⁾ すなわち、海兵隊が沖縄で要求する土地の総面積は約四万七〇〇〇エーカーで、その内訳は北部のトレーニング・エリアが二万五六四九エーカー、辺野古のトレーニング・エリアが五八二二エーカー、イーズリー複合射撃場が一万五五三六エーカー、そして金武ビーチ・エリアが九一エーカーであった。このうち約八〇〇〇エーカーの土地はすでに現地陸軍が使用していた地域であったことから、実際に海兵隊が必要とした新規の軍用地面積は、約三万九〇〇〇エーカーであった。五五年一〇月時点で現地米軍が保有していた軍用地が約四万エーカーであったことを考えると、それに匹敵する軍用地を海兵隊は要求したわけである。

また、この三万九〇〇〇エーカーの新規接收予定地を所有形態で分けると、二万一〇〇〇エーカー余の土地が国有地で、残り一万七〇〇〇エーカー余の土地が私有地であった。同ブリーフィング・ペーパーによれば、海兵隊が要求した新規の接收予定地は、「住民生活の混乱または経済の混乱を最小限度に抑える」観点から選ばれたものであった。このことをプライス調査団に説明するにあたって海兵隊は、接收予定の一万七〇〇〇エーカー余の私有地のうち、約九〇パーセントが「農業や放牧のために全く利用することのできない」土地であることを強調するのであった。

しかし、たとえ住民の生活や経済に配慮して農地接收を最小限度に抑える努力をしたとしても、住民にとって死活的に重要な意味をもつ農地の接收を完全にやめるといふわけではなかった。一万七〇〇〇エーカーの一〇パーセントといえ、一七〇〇エーカーとなり、これを坪当たりで換算すると二〇八万一〇〇〇坪となる。ただでさえ米軍の基

地建設によって戦後農地が二四パーセントも減少してしまった沖縄において、この数字は決して小さいものとはいえない。また残りの九〇パーセントを占める「深い雑木林や低木林」についても、確かに農産物などを生み出す土地ではなかったものの、近接する地域住民にとっては薪などを採取できる重要な土地であり、それによって生計を立てている住民も数多くいたのである。

それでは、こうした海兵隊の大規模新規接收計画や、先にみた軍用地の買い上げ計画に対して、沖縄現地の住民はどのような態度を示したのであろうか。次節ではこの沖縄側の態度を中心に、沖縄代表団の第一次訪米↓プライス調査団の来島↓プライス勧告の発表という一連の流れをみていくことにする。

第三節 米議会への訴え

一 沖縄代表団の訪米

陸軍省が軍用地の買い上げ計画を検討していることを沖縄住民が知ったのは、一九五四年三月一八日のことである。同日付けの地元紙『沖縄タイムス』が、「米軍当局は沖縄で四万五千エーカー（約二万町歩）の土地を購入し、三千五百家族の住民を八重山に移住させるための資金を獲得するだろう」というINS通信社がワシントンで得た情報を報道したからである。⁵⁴ これを受けて琉球政府行政主席の比嘉秀平（一九五二年四月に米軍によって任命）は、この米軍の買い上げ計画を支持する態度を次のように明らかにしている。「（軍の考えは）地代を一ぺんに支払って農民の生業資金に供したいとの考え方であって、このような軍の親心に感謝したい」（括弧は筆者）⁵⁵。一方、こうした比嘉の態度とは正反対に、住民の代表機関である立法院は、この買い上げ計画への反対を決議する。四月三〇日に同院が可

決した「軍用地に関する請願決議」は、次の四点を「請願」している。⁽⁵⁶⁾

- 一、アメリカ合衆国政府による土地の買上又は永久使用、地料の一括払は、絶対に行なわないこと。
- 二、現在使用中の土地については、適正にして完全な補償がなされること。使用料の決定は、住民の合理的算定に基づく要求額に基づいてなされ、且つ、評価及び支払は、一年毎になされなければならない。
- 三、アメリカ合衆国軍隊が加えた一切の損害については、住民の要求する適正賠償をすみやかに支払うこと。
- 四、現在アメリカ合衆国軍隊の占有する土地で不要の土地は、早急に解放し、且つ、新たな土地の収用は絶対に避けること。

以上の四つの請願事項、すなわち一括払い反対、適正補償、損害賠償、そして新規接收反対の四つは、のちに「軍用地四原則」といわれ、住民側の求める最小限度の要求事項となる。後述する沖繩訪米団も、この「軍用地四原則」を基盤にしてみずからの要求を米議会に訴えることになる。

一方、桑江朝幸率いる土地連は、この新聞報道を受けて直ちに軍用地の買い上げ計画に対する地主の意向調査を実施するが、この意向調査によれば、調査に応じた一万八九六一人の軍用地主のうち、同計画に賛成したものは僅かに四七人のみで、残り一万八九一四人の軍用地主がこれに反対の意向を示したのであった。⁽⁵⁷⁾

もっとも、このように地代の一括払いによる軍用地の買い上げ計画に反対した軍用地主ではあったが、より目の前にある重要な問題は、米軍から支払われている賃貸料をいかに増額させるかであった。対日平和条約の発効から二カ

月後の一九五二年六月、米軍当局が既存軍用地の継続使用のために地主と賃貸借契約を結ぶことを試みながらも、その提示された賃貸料があまりに低廉であったことなどを主な理由として、地主の大半がこの契約を拒否したことは前述した通りである。しかし、その後米軍当局は、翌五三年一二月に布告二六号「軍用地域内に於ける不動産の使用に対する補償」を公布し、地主との黙示の契約 (implied lease) によって借地権を取得したと一方的に宣言したのである。⁽⁵⁸⁾

同布告では、米軍の示した賃貸料に不満がある場合には、地主は賃貸料の増額を求めて民政副長官に訴願を行うことができるとされ、その訴願審査は前出の土地収用委員会が行うものとされた。この布告第二六号によって契約拒否という抵抗手段を封じ込まれた軍用地主は、土地連のサポートの下、賃貸料の増額を求める訴願行動に打って出るのであった。したがってこうした行動に乗り出した軍用地主や土地連にとって、目の前にある最も重要な問題は、如何にしてみずからの要求通りに賃貸料の増額を図っていくかにあった。

そこで桑江率いる土地連は、軍用地関係予算の決定権をもたない現地米軍とこれ以上賃貸料増額に関する協議をしても成果を上げ得ないと判断し、琉球政府代表と地主代表を直接ワシントンに派遣し、そこで軍用地問題を訴えるべきだと立法院に要請する⁽⁵⁹⁾。これを受けた立法院も、同年一〇月、比嘉行政主席に対してこの件を要請し、沖縄では日増しにワシントン派遣の要望が高まっていくことになる。⁽⁶⁰⁾ こうした状況のなか、オグデン民政副長官は一一月一〇日、比嘉主席ら沖縄の政治指導者たちに対し、軍用地関係予算に関する権限は米議会にある旨を説明したうえで、沖縄代表団の訪米に理解を示すのであった。⁽⁶¹⁾

オグデン民政副長官がこのように代表団の訪米に理解を示したことから、沖縄の政治指導者たちは早速訪米準備に

取り掛かり、その訪米する代表団メンバーには、行政主席の比嘉秀平（団長）、立法院議員の大山朝常（社大党）、長嶺秋夫（社大党）、新里銀三（民主党）、土地連会長の桑江朝幸、そして琉球政府経済企画室室長の瀬長浩の計六名を選出する。そして比嘉ら代表団は米議会で訴えるための各種資料も作成していき、訪米に向けた準備を着実に整えていくのであった。

比嘉行政主席を団長とする沖繩代表団がワシントンへと旅立ったのは、翌一九五五年五月二三日のことである。この訪米に先立つ五月一二日と一三日、比嘉ら沖繩代表団六名はオグデンの後任者であるジェームズ・E・モーア（James E. Moor）民政副長官に密かに呼び出され、訪米にあたっての態度を聴取されている。⁽⁶²⁾モーアがこの秘密会談を設けた最大の目的は、地代の一括払い計画（軍用地の買い上げ計画）について彼ら代表団の見解を確認し、それを陸軍省に伝えることにあった。一二日の会談でモーアから同計画についての見解を問い質された代表団は、翌一三日、次の二つのことを記したメモを彼に手交している。⁽⁶³⁾

①代表団は年額七九三万八〇〇〇ドルの賃貸料を適正な補償額として要求する。しかし、折衝の状況しだいでは総額を再考する用意がある

②原則として代表団は一括払いに反対の立場に立つ。とりわけ、総額一六六〇万ドル（二〇億円）又は二五〇〇万ドル（三〇億円）での一括払いには考慮の余地はない。

このメモで代表団は、地代の一括払い計画に対して「原則」反対の態度を示したうえで、適正補償として現行のお

よそ八倍もの年間賃貸料を要求したのである（現行の年間賃貸料は一〇〇万ドル）。ただ、同計画に対して「原則」反対の態度を示したことや、総額一六六〇万ドルから二五〇〇万ドルでの一括払いには考慮の余地なしとのべていることから分かるように、同計画に対する代表団の態度には、ある種の含みがあった。そこでモアはこのメモに目を通したあと、直ちに②の見解の意味するところを代表団に確認している。これに対して大山朝常立法院議員を除く他の代表団メンバーは、原則として一括払いには反対であるが、もし支払い総額が一億三〇〇〇万ドルであればそれを支持する、と答えるのであった。⁽⁶⁴⁾つまり、一括払い金が一六六〇万ドルから二五〇〇万ドルなら全く話にならないが、それが一億三〇〇〇万ドルなら認めてもよい、というのが大山を除く他の代表団の一致した考えであった。

ここで代表団が一六六〇万ドル（二〇億円）という金額をあえて持ち出したうえで、これに反対の意向を示したのは、アメリカ国務省が一括払い金として一七〇〇万ドルをすでに準備しているというAP電の報道が、五月三日付けの『沖繩タイムス』で伝えられていたからである。⁽⁶⁵⁾一九五五年当時、米軍によって支払われていた年間賃貸料は約一〇〇万ドルであったが、そのことを考えると、この伝えられる一七〇〇万ドルという金額は、当時支払われていた年間賃貸料の一七カ年分に相当するものであった。代表団はこの金額に反対したうえで、メモの一番目に記した年間賃貸料七九三万八〇〇〇万ドルの約一六年六カ月分に当たる、総額一億三〇〇〇万ドルの一括払い金をモアに示したわけである。

代表団メンバーの一人であった桑江朝幸は、のちにこのときの状況を次のように述懐している。「当時は副長官の言うことを聞かぬと渡米が許されぬ空気だったので、副長官の前では一括払い反対を引っ込めて、渡米がかなったら、あくまで四原則で行くという考え方だった⁽⁶⁶⁾」。ただ、そうはいうものの、桑江が本当にその当時から一括払い計画に

強く反対していたのかどうかは、少々疑問が残る。モアとの秘密会談のおよそ一カ月前（四月二二日）、『沖繩タイムス』紙上で桑江は、一括払い計画についてこうのべている。「適正な資料に基いておれば、考える余地もあるが、一千七百万ドルという線は安い地代の資料によっていることだし、承服はむつかしい」（傍点は筆者⁶⁷）。この発言をみても分かるように、ここで桑江は、一括払い金が一七〇〇万ドルしかないとを特に問題視しており、何が何でも一括払い反対という態度をみせていたわけではなく、むしろ金額次第では一括払い計画を考慮に入れてもよいというニュアンスを漂わせていたのである。

いずれにしても、このモアとの秘密会談で大山を除く他の沖繩代表団が、条件付きで一括払い計画を容認したのは事実である。こうした沖繩代表団の見解を聴取したモアは、直ちにこれを東京の極東軍司令部を介してアメリカ本国の陸軍省に伝えている。⁶⁸このモアの報告が一括払い計画を進める陸軍省にどのような影響を与えたのかは定かでないし、またそれが米下院軍事委員会に伝わったのかどうかも明らかではない。ただ、この沖繩代表団の態度を知ってモアら米軍関係者が、幾分安堵したであろうことは想像に難くない。

さて、訪米した沖繩代表団が米下院軍事委員会で軍用地問題を訴えたのは、六月八日のことである。同委員会で沖繩代表団のスポークスマンである比嘉は、①適正補償の実現、②一括払い反対、③土地の新規接收反対および未使用軍用地の返還、そして④損害賠償の支払いの四つを訴えている。そのなかでもとりわけ詳しい説明を加えながら訴えたのは、適正補償の実現であった。⁶⁹この適正補償の金額として比嘉ら代表団は、総額で約八二六万ドルの年間賃貸料を要求するが、これは訪米前に行政府、立法院、そして土地連の三者が協力して作成した「補償要綱」に基づいて算定されたものであった。

この「補償要綱」のなかで沖繩代表団が特に重視したことは、土地を接収される以前に農地であった軍用地の補償方法である。代表団はこの農地の補償方法を説明するにあたって、まずは沖繩で農地が如何に重要なものであるのかを次のように説明している。すなわち、沖繩は土地が狭くて人口密度が極めて高いところである。その沖繩において経済は基本的に農業経済である。農業は家族全員に仕事と収入を与え、かつ生活の安定を最終的に保証する唯一の職業である。しかし米軍の使用する既存軍用地（約四万エーカー）の約四四パーセントが農地となっており、これは沖繩本島全農地面積の約二〇パーセントを占めるものである。

このように沖繩における農地の重要性を指摘したあと代表団は、さらに米軍の土地算定方法を次のように批判する。すなわち、米軍の算定方法は登記価格に一〇〜五〇パーセントを上乗せしたものを土地価格とし、その土地価格の六パーセントを賃貸料として毎年支払っているが、この算定方法は不適正である。なぜなら、沖繩では登記価格と実際の土地価格との間に何ら一定の関係もなく、しかもそればかりか、そもそも沖繩では戦前から土地を売買することは少なく、土地の市場価格、標準的地価といったものは存在しないからである。

このように米軍の算定方法を批判した代表団は、軍用地の約四四パーセントを占める農地の補償方法として、農地から得られる純農業所得（自家労務費を含む）を毎年賃貸料として支払うよう要求する。代表団が推定農業所得を年間賃貸料として要求した主な理由は、日本本土においても農地の補償は「駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱」（一九五二年閣議決定）に基づいて、農業所得とされていたからであった（ただ、日本本土においては、推定農業所得の八〇パーセントが年間賃貸料となっていた⁷⁰）。またその他にも、①沖繩では新たに土地を取得することが困難なため、代替地を求めて他に移動し農業を継続することは事実上不可能に近いこと。したがって農地を失うことは

農民にとって農業所得を永久に失うことを意味すること、②沖繩では農業が主要産業であるため、農地を失った者が他の定職に就くのは困難であること。仮に他の定職に就いたとしても農民は技能が低いので他の職場で厚遇されることはないこと、以上の理由を挙げるのであった。なお、農地以外の軍用地については、基地周辺民間地域の土地の売買価格を参考にしたうえで、その近隣軍用地の賃貸料を算定すべき、と要求することになる。

沖繩代表団はこのように適正補償の問題に力点を置いて、年間賃貸料の増額を訴えたわけであるが、これに続けて強く訴えたものは、一括払い方式への反対、すなわち毎年払い方式の継続であった。代表団が一括払い方式に反対した主な理由は、①沖繩では代替地を得ることが實際上不可能で、かつ他の職業に就くことも困難なので、たとえ地主が一括払い金を受け取ったにしても、それで新しい土地を購入したり新規の事業を起こすことは到底できず、ただ生活のために短期間でそれを浪費してしまう可能性が高いこと、②沖繩において土地というものは相続財産であり、その恩典は子々孫々等しく享受されるべきものであり、もしそれをお金に変えて一代限りで使い切ってしまうえば、「家系に対する大きな背信」行為になってしまうこと、③沖繩において長期不定期契約の先例はなく、しかもみずからの土地に関する発言権を失ってしまうこと、以上の三点である。

このように沖繩代表団の要求は適正補償の問題と一括払いの問題に力点が置かれていたわけであるが、その彼らの要求を一言でいえば、農地から得られる推定農業所得を賃貸料として毎年支払ってほしい、というものであった。またその論理をまとめていえば、農業経済の沖繩において農地は生活の最後の拠りどころとして非常に重要なものである。その生活の最後の拠りどころとなる農地は軍用地として米軍に接収された。したがって米軍はその代償として接収した農地から得られたであろう農業所得を賃貸料として、米軍が軍用地を使用し続ける限り毎年支払う必要がある、

ということであった。

代表団はこの適正補償の実現と毎年払いの継続以外にも、軍用地の新規接収回避と未使用軍用地の早期返還も要求している。しかしこれについては、前二者と比べて強く要求されたとはいい難く、後述するプライス調査団の来島時により強く要求されることになる。このように適正補償の実現を中心に沖縄側の要望事項を訴えた代表団は、さらに同軍事委員会に対し、沖縄現地に調査団を派遣し、現地の実情を実際に調査するよう要請するのであった。

一方、この沖縄代表団とは正反対に、陸軍省民事軍政局のウィリアム・F・マーケット (William F. Marquat) 局長は、その前日 (六月七日) 米下院軍事委員会において、一括払い計画の必要性と八重山開発の必要性を力説している。⁽⁷¹⁾ ここでマーケットは、沖縄代表団の要求が「不当なもの」であることを、次の三つの理由を挙げて説明している。まず第一に、沖縄代表団の要求する年間賃貸料がそれ自体「過大」なものであること、第二に、「比較的少額」の年間賃貸料の支払いでは「地主が速やかに他の土地へと移動する十分な資金」にはならないこと、そして第三に、もし年払い方式がそのまま継続されてしまえば、賃貸料の適正さをめぐる「現在の論争」が「継続」され「軋轢と政治的な不安」が続いてしまうこと、以上の三つである。

こうした沖縄代表団・陸軍省両者の見解を聴取した米下院軍事委員会は、陸軍省の計画する一括払い計画を一旦保留とし、現地の実情を調査するために米下院グループを沖縄に派遣することを決定するのであった。⁽⁷²⁾

二 プライス調査団の来島

米下院軍事委員会のメルビン・プライス (Melvin. Price) 議員を団長とするいわゆるプライス調査団が沖縄に

来島し、三日間にわたって現地視察と公聴会を実施したのは、沖縄代表団の訪米からおおよそ五ヵ月後の一〇月二四日から二六日にかけてのことである。⁽⁷³⁾このプライス調査団の来島に備えて沖縄の政治指導者たち（行政府、立法院、市町村長会、土地連）は、「沖縄における軍用地問題」と題する長大な説明資料を作成するが、この説明資料の内容はこれまで沖縄側が主張してきた軍用地四原則を具体的な数字を挙げて詳しく説明したものとなっていた。⁽⁷⁴⁾この説明資料の作成過程で興味深いことは、日本政府の出先機関として那覇に置かれていた日本政府南方連絡事務所の高島省三所長が、沖縄側の作成したこの資料に対し助言を与えていたということである。

同資料の「緒言」について高島は、その「心付き」として、次のような助言をいくつか行っている。⁽⁷⁵⁾まず第一は、軍用地の割合を示す際には琉球諸島全体の土地面積からそれを割り出すのではなく、軍用地のほぼ全てが集中する沖縄本島の陸地総面積からそれを割り出して、「接収による被害の割合が大なる様に」印象づけること、第二は、米軍による「現行補償の不当を論ずる」際には、日本本土における補償方式と「対比」させてこれを論ずべきこと、またそうしなければ調査団がその不当性を理解するのは「困難」であること、そして第三は、土地を接収された住民の軍雇用問題に関しては、これを「人権問題」として提起し、沖縄住民がアメリカ人やフィリピン人などと比べて最も賃金が低いことを統計資料をもって提示すべき、というものであった。

さらに高島は、マーカット局長が沖縄に来島した際、現地米軍通訳官が沖縄側の苦言を「全然無視」して彼に通訳しなかったことを沖縄の政治指導者たちから聞いていたことを持ち出したうえで、来るプライス調査団の来島の際には「同じ手口にて発言を封じられざる」よう沖縄側の通訳官をみずから用意すべきと比嘉主席にアドバイスするのであった。

また東京の日本外務省も、プライス調査団の沖縄訪問に合わせて一〇月一九日、「琉球問題に関する日本政府見解」なる文書を駐日アメリカ大使館に送付し、軍用地問題など沖縄の諸問題について日本側の見解を伝えている。⁽⁷⁶⁾この文書のなかで外務省は、現地住民は沖縄における米軍の任務を「完全に理解」しており、米軍の駐留が続く限り、みずからの土地が軍用地として使用されることは「不可避である」、と信じている旨を指摘しながらも、軍用地問題が沖縄で最も重要な問題になっているのは第一に、年間賃貸料が低廉であること、第二に、米軍が一括払いによって半恒久的に地役権を獲得しようとしていること、そして第三に、三万九〇〇〇エーカーの土地を新規に接收しようとしていること、以上の三つであると指摘する。そして外務省は、日本本土における米軍への土地提供が如何なる方法で行われているのかを説明したうえで、賃貸借契約の継続と、新規接收のできる限りの回避を要望するのであった。⁽⁷⁷⁾

このように日本政府はプライス調査団が沖縄を訪問する直前に、みずからの意向をアメリカ側に提示したわけであるが、しかしこの時点において同政府の関与は、これにとどまるものであった。また一方の沖縄側にしても、プライス調査団の来島時には、日本政府に協力を求めるということはしなかったのである。のちに南方連絡事務所長の高島がのべているように、この時点において沖縄の政治指導者たちは、まだ「自分達の力でやれると考へていた」のである。⁽⁷⁸⁾

沖縄の政治指導者たちが来島したプライス調査団に訴えたことは、①適正補償の実現、②一括払い反対、③損害賠償の支払い、そして④新規接收反対の四つであったが、このうち①と②に関しては、先に詳しく説明したのでここでは言及するのを避け、また③に関しても、それほど強く主張されたとはいい難いので割愛し、ここでは④の主張についてのみ、説明しておくことにする。

そもそも海兵隊の新規土地接收計画の具体的中身を住民側が知るようになるのは、同年七月から八月にかけてのことである。現地米軍が接收予定地の各町村長を集めて会議を行った⁽⁷⁹⁾り、あるいは土地連が独自調査を行ったことなどによって、住民側は徐々にその具体的内容を知ることになる。土地連の調査によって判明したことは、①新規接收面積は伝えられる一万二〇〇〇エーカーを遥かに超えて三万九〇〇〇エーカーにのぼること、②山林のほかに八八万二〇〇〇坪の農地が含まれていること、そして③九五八戸の立ち退きが予定されていること、などであった⁽⁸⁰⁾。

こうした米軍側の新規接收の動きに対して比嘉主席率いる行政府は、九月八日、軍用地の新規接收を極力最小限度にとどめ、とくに宅地や耕作地の新規接收は避けるべきだ、という方針を決定する⁽⁸¹⁾。この行政府の方針は、新規接收絶対反対を唱えていた立法院の方針とは異なるものであり、そのためプライス調査団の来島に備えて開かれた九月二二日の行政府、立法院、土地連、そして市町村長会の四者会議では、土地連と市町村長会から両者の方針を調整するよう要請があり、最終的には立法院の方針を採用することで意見の調整がなされることになる⁽⁸²⁾。

かくして、前出説明資料（「沖繩における軍用地問題」）のなかで同委員会は、海兵隊の新規接收計画を次のような論理をもって反対する⁽⁸³⁾。まず新規接收予定地の大部分を占める北部の山林地域に関しては、①近郊の住民約一八〇〇戸が薪取りなど「山稼ぎに依存している」ため、同地を接收されると彼らの生活基盤が失われてしまうこと、②「北部山林地区に依存している沖繩全体の建築資材及び同補助材又は薪炭類の零給関係にも相当な影響を及ぼ」してしまいうこと、③この地域に「ダム等の水源」があるので「直接住民の生産及び生活に影響」を与えてしまうこと、そして④山林地域の使用状況如何によっては「山林が荒廃」し、「治水は困難」となり、「降雨時の出水により下流域の部落及び耕地が被害を蒙ることが予想される」こと、などを理由に挙げて、この山林地域の新規接收に反対している。ま

た農地の接収に関しても、零細化している農地がそれによってさらに零細化してしまい、沖縄農業に悪影響を及ぼしてしまう、という理由を挙げて、これに反対するのであった。

こうした説明資料を事前に準備し、しかも公聴会の予行演習まで行ってプライス調査団の来島を待ち受けた沖縄の政治指導者たちではあったが、この来島時の対応について南方連絡事務所長の高島は、一月二日、東京の総理府南方連絡事務局に宛てた報告書のなかで、次のようにのべている。「(プライス調査団の三日間の行動を) 通観せば、調査団、極東軍、米民政部(米民政府)は三位一体となって堂々の布陣で正攻法による中央突破を行い、琉球側雑軍はアレヨアレヨと騒ぐ間にや、混乱のまま敵を逸したとの感が深い⁽⁸⁴⁾」(括弧は筆者)。

こうした感想を東京に送った高島は、さらにプライス調査団の来島に対する極東軍司令部と現地米軍の対応についても、次のような興味深い分析を行っている。すなわち、東京と沖縄の米軍関係者は、沖縄における「過去の失政、民生強圧、最近高まりつつある琉球住民の不满、反感、騒然たる世論の状態は承知している筈」であるが、こうした状況を調査団に「探知」されるのを防ぐために、両軍はみずからの施政は正しくて、経済も向上し、軍用地問題で騒ぎ立てているのは「一部地主」である、という「先入観を(調査団に)叩き込むべく相当の努力をなしたと観取される」(括弧は筆者)、というのである。⁽⁸⁵⁾

またプライス調査団の態度についても高島は、「極東軍の指図は受けず、下院議員の自主性と名誉の上に行動しようとしたとの印象が随所に伺はれないではなかった」が、とのべながらも、現地公聴会を前にして調査団は米軍当局から「二重三重に先入観を叩き込まれ、相当骨抜きにされていた」と分析している。そして二日間にわたって開かれた現地公聴会について高島は、まず第一に、住民側は一般説明に「相当の力を注いだ」が、調査団は「その程度の

知識は既知の点で余り重きを置かなかった」こと、第二に、質疑応答については住民側が準備不足であったために、「屢々窮地に陥った」こと、第三に、調査団の「攻撃」は「屢々米民政部（米民政府）に有利な資料をつかもうとする狙いの下に行われた」こと、そして第四に、「会場の構成が法廷の原告诉被告の如き配量で而も琉政（琉球政府）側は不慣れのため終始圧倒され、逆に調査団に質問する如き余地がなかった」（括弧は筆者）こと、などを分析している。⁽⁸⁶⁾

以上の分析結果から高島は、プライス調査団が次のような態度をとるのではないかと予測している。「軍用地問題そのものの解決策としては地代の或程度の修正、米使用地の解放に或る程度の刺激、強制接收の場合に或程度のけん制を与えることが考えられるのみで、新規接收反対等は恐らく完全に無視されるであろう」。⁽⁸⁷⁾

このように地代の増額や軍用地の返還などについてはある程度の前進がみられようが、一括払いや新規の土地接收についてはおそらく強行されるであろう、と予測した高島は、日本政府が今後とるべき対応策として、次の三点を言している。すなわち、まず第一は、沖縄側が用意できずに調査団に指摘された補足資料に関して「特別の便宜」を与えること⁽⁸⁸⁾、第二は、日本政府が「沖縄における軍用地接收の重要性を再考し常にその実情把握に努め」ること、そして第三は、「今後の琉政側の努力に対し陰に庇護、助力を与えること」、以上の三つである。⁽⁸⁹⁾

一方、現地公聴会に出席した沖縄の政治指導者たちは、軍用地四原則の実現可能性について、次のような見解を高島に伝えている。公聴会の進行役を務めた行政副主席の与儀達敏（のちに立法院議長）は、賃貸料の増額はある程度期待でき、一括払いも「行わないものと確信している」が、「最小限度の新規接收は免れないだろう」という見解を伝えている。また、大山朝常（立法院軍用土地委員会委員長）、瀬長浩（琉球政府経済企画室長）、比嘉秀盛（中城村

長)、そして桑江朝幸(土地連会長)の四氏も、与儀とほぼ同じような見解を高島に伝えている⁽⁹⁰⁾。また行政主席の比嘉秀平は、一括払い問題をプライス調査団が全く言及しなかった事実を「注意」すべきである、と指摘するとともに、北部地域におけるある程度の新規接収は「止むを得ず」、という態度を示した。そして比嘉は、「住民が余り四原則や今度の調査団来島に過大な期待をかけることは却って不安でありその点今後の内面的指導に苦心を要する」、とその心情を高島に吐露している⁽⁹¹⁾。つまり公聴会に参加した沖縄の政治指導者たちは、一括払い問題については楽観的な見通しを立てながらも、新規の土地接収に関しては逆に悲観的な見通しを立てていたのである。

こうした現地公聴会に直接参加した沖縄の政治指導者たちの見解だけでなく、高島は沖縄の一般世論についても独自の分析を試みている。高島の分析したところによれば、沖縄の一般世論は、現地公聴会における沖縄側の対応のまづさにかなり批判的で、しかも四原則の実現という点でも「悲観論」が強く、プライス調査団にあってはすでに「答」を持っているだろう、という意見が多数を占めていた⁽⁹²⁾。

実際、沖縄の一般住民が感じた通り、プライス調査団は来島したその時点において、実は一括払いと新規接収について大方その態度を固めていた。沖縄現地のステイプス総領事がワシントンの本省に宛てた一〇月二七日付けの覚書によれば、ステイプスと会談をもったプライス調査団のメンバーは、「新たな土地の取得を止めてほしいという沖縄側の要望は当然認めるわけにはいかないだろう」とのべて、海兵隊の新規接収計画を容認する態度を示していた。また支払方式に関しても、「一括払いに反対して年払いのレンタルを認めることはないだろう」とのべて、陸軍省の計画する一括払い政策を支持する態度を明らかにしていた⁽⁹³⁾。

このようにみずからの基本的態度をすでに固めていたプライス調査団は、帰任後に沖縄の軍用地問題に関する報告

書を作成し、これを米下院軍事委員会に提出している。いわゆる「プライス勧告」と呼ばれたこの報告書は、沖縄側の要望にある一定の配慮を示しつつも、米軍側の計画を一括払い計画と新規接收計画を基本的には容認する内容となっていた。⁽⁹⁴⁾

まず沖縄側が最も強く訴えた農地の補償方法に関しては、「アメリカは現在の農業生産と、現在沖縄で使用されている同様な土地に関しての収入資料に優先的な考慮を払うべき」と勧告し、純農業所得を補償すべきとした沖縄側の要求にある一定の配慮を示している。

しかし支払い方式の問題に関してプライス勧告は、米陸軍の立てた一括払い計画を基本的には容認し、「無期限に必要な」とする軍用地についてはその土地の「絶対所有権 (Fee title)」を取得し、土地の公正な全価格を一括で支払うべき、と勧告している。⁽⁹⁵⁾ただ、その一方で同勧告は、地主に支払われる一括払い金を「政府資金のなかに供託」し、その資金を「土地開発」や「経済的な利益をもたらす事業」に用いて「充分な利潤」を上げ、その利潤から軍用地主に対して毎年の支払いを行なうことができる、とのべて、沖縄側の要求する毎年払いはこれによって事実上満たされうると主張する。

また軍用地の新規接收問題に関して同勧告は、沖縄基地の戦略的重要性に理解を示したうえで、海兵隊の新規接收計画を基本的には容認する態度をとっている。ただ、その一方で同勧告は、この新規接收規模を最小限度にとどめることや、返還可能な軍用地はすべて早急に返還すべきこと、そして海兵隊の演習地として予定されている山林地域は最大限住民に活用させること、などを勧告し、沖縄側の要求にもある一定の配慮を示すのであった。

このようにプライス調査団が米下院軍事委員会に提出したプライス勧告は、沖縄側の要望にある一定の配慮を示す

一方で、一括払い問題と新規接収問題に関しては基本的に米軍側の見解を受け入れる内容となっていた。次章では、このプライス勧告の発表を受けて沖縄の政治指導者たちが一体如何なる反応を示したのかということと、日本政府とアメリカ政府がこれにどう対応したのかということ論じたあと、一九五七年に実施された新軍用地政策をめぐる政治過程を詳細にみていくことにする。

- (1) 本章から次章にかけての基盤となっている論文は、拙稿「沖縄軍用地問題」の政策決定過程——一九五〇年代後半を中心に——沖縄文化研究所編『沖縄文化研究 三〇』（二〇〇四年）である。
- (2) 宮里政玄『アメリカの沖縄統治』（岩波書店、一九六六年）、第三章〜第四章、我部政男『近代日本と沖縄』（三二書房、一九八一年）、V編、一三二〜一四八ページ、琉球銀行調査部編（執筆代表者牧野浩隆）『戦後沖縄経済史』（琉球銀行、一九八四年）、VI編、四一三〜四六五ページ。
- (3) 桑江朝幸『民族の血は燃えて』（民族の血は燃えて再版委員会、一九八四年。なお初版は新星図書から一九七二年に出ている）、一八〜一九ページ。
- (4) 土地連三十周年記念誌編集委員会編『土地連三十年のあゆみ』（通史編、沖縄県軍用地等地主連合会、一九八九年）、四九〜五〇ページ。
- (5) 桑江、前掲書、第六章。
- (6) 同上、一三六〜一三七ページ。
- (7) 同上、一三五ページ。
- (8) Outline of Okinawa Engineer District, Real Estate Acquisition Activities, 1 July 1946-1 August 1955, enclosure in US-CAR, *Study of Land Problems in Okinawa*, October 1, 1955. 沖縄県公文書館 [0000000836] なお、この軍用地の土地評価に関しては、琉球銀行調査部編、前掲書、四三六〜四四〇ページを参照のこと。
- (9) 「米国政府依頼による沖縄地区土地評価報告書（勸銀調査団長溝淵政一）」沖縄県公文書館 [0000036257]
- (10) USCAR, *Study of Land Problems in Okinawa*, p. 7.

- (11) 土地連三十周年記念誌編集委員会編『土地連三十年のあゆみ』(新聞集成編、沖縄市町村軍用地等地主会連合会、一九八四年)、三二ページ。
- (12) 立法院「強制立退反対に関する陳情」(決議第四八号、一九五二年一月一日) 琉球政府行政主席官房情報課編『軍用土地問題の経緯』(一九五九年六月)、九九ページ。
- (13) 同上。
- (14) 布令一〇九号「土地収用令」(一九五三年四月三日)『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(Ⅱ)』(編集・発行月刊沖縄社)、四三五ページ。
- (15) 立法院「琉球における米軍使用地に関する決議」(決議第四号、一九五三年五月五日) 前掲『軍用土地問題の経緯』、九九〜一〇〇ページ。
- (16) 以下、立法院代表とオグデン民政副長官との会談については、Meeting with GRI Legislators, May 6, 1953, Box 1135, RG260, National Archives, College Park (以下NAと略記する)。なお、会議に参加した立法院議員は、護得久朝章、平良辰雄、瀬長亀次郎、与儀達敏、新垣金造、平山源宝の六名。
- (17) 琉球民主党は一九五二年八月三十一日、共和党、民政クラブ、宮古革新党、そして八重山民主党が合併してできた政党である。総裁は琉球政府行政主席の比嘉秀平、顧問は松岡政保。全立法院議員二二名のうち一九名(与儀達敏、大浜国浩、護得久朝章、新里銀三など)が同党に所属。この琉球民主党については、自由民主党沖縄県連史編纂委員会編『戦後六十年沖縄の政情 自民党沖縄県連史』(自由民主党沖縄県支部連合会、二〇〇五年)、一九〜二八ページを参照のこと。
- (18) 前掲『土地連三十年のあゆみ』(通史編)、三四三ページ。
- (19) Land Advisory Board to Deputy Governor, September 26, 1953, Box 1136, RG260, NA.
- (20) Memo to Commanding General, July 31, 1953, Box 1134, RG260, NA.
- (21) *Ibid.*
- (22) なお、八月二〇日にはすでに軍用地買い上げ案を進言するオグデン宛て文書を土地諮問委員会は用意していた。Land Advisory Board to Ogden, August 20, 1953, Box 1136, RG260, NA.
- (23) Draft, Subject: Land Appropriation in Okinawa, September 16, 1953, Box 1138, RG260, NA.
- (24) このオグデンがハルに送った一〇月一六日付けの文書そのものは手元がないが、オグデンがそれを送ったことは以下の文書に記さ

- メモランダム。Memorandum for: G-4, Service Division, Subject: Land Acquisition in the Ryukyus and the Yaeyama Resettlement Project, July 26, 1954, Box 23, RG319, NA.
- (25) Letter from Hull to the Secretary of the Army, December 12, 1953, Box 23, RG 319, NA.
- (26) *Ibid.*
- (27) Draft Directive for United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, January 11, 1954, *FRUS, 1952-1954*, Vol. 14, Part 2, pp. 1586-1596. なお、この民事指令の改定に関しては、河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交―日米関係史の文脈―』（東京大学出版会、一九九四年）、第四章第一節、宮里政玄『日米関係と沖縄 一九四五―一九七二』（岩波書店、二〇〇〇年）、第三章第四節を参照のこと。
- (28) *Ibid.*, p. 1594.
- (29) *Ibid.*, p. 1594.
- (30) Draft Directive for United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, April 23, 1954; The Secretary of Defense (Wilson) to the Secretary of State, July 15, 1954, *FRUS, 1952-1954*, Vol. 14, Part 2, pp. 1672-1681.
- (31) DA (CAMG) to CINCFE, July 26, 1954, Box 23, RG319, NA.
- (32) 韓国を中心とする極東地域における米陸上兵力の再配置問題に関しては、李鐘元『東アジア冷戦と韓米日関係』（東京大学出版会、一九九六年）、第二章第三節を参照のこと。
- (33) R. Watson, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy, 1953-54*, Washington, D. C.: Historical Division, Joint Chiefs of Staff, 1986, pp. 229-230.
- (34) Memorandum of Discussion at the 173rd Meeting of the National Security Council, December 3, 1953, *FRUS, 1952-1954*, Vol. 15, Part 2, pp. 1636-1645.
- (35) Watson, *op. cit.*, p. 232.
- (36) *Ibid.*, pp. 239-240.
- (37) *Ibid.*, p. 240.
- (38) 日本における反基地闘争に関する文献は、明田川融『日米行政協定の政治史 日米地位協定研究序説』（法政大学出版会、一九九九年）、同「一九五五年の基地問題―基地問題の序論的考察―」（『年報日本現代史』（第六号、二〇〇〇年）、森脇孝広「軍事基地反対闘

- 争と村の変容―内灘闘争とその前後をめぐって―』『年報日本現代史』(第一一号、二〇〇六年)、松田圭介「一九五〇年代の反基地闘争とナシヨナリズム」『年報日本現代史』(第一二号、二〇〇七年)などがある。
- (39) 坂元一哉『日米同盟の絆』(有斐閣、二〇〇〇年)、第三章第二節。
- (40) Briefings presented in Tokyo, Japan to Sub-Committee of the House Armed Services Committee on the Okinawa Land Problem, October 21, 1955, by Brigadier General J. W. Earnshaw, Commanding General, 3d Marine Division (Forward) FMP, Box 28, RG319, NA.
- (41) John L. Gaddis, *Strategies of Containment: A Critical Appraisal of Postwar American National Security Policy*, New York: Oxford University Press, 1982.
- (42) Robert S. Norris, William M. Arkin & William Burr, "Where they were" *Bulletin of the Atomic Scientist* (November/December 1999), p. 30.
- (43) *Ibid.*, p. 30. ちなみに、韓国には六〇〇発、グアムに二二五発、フィリピンに六〇発、台湾に一〇数発が配備されていた。
- (44) 宮里、前掲書『日米関係と沖縄 一九四五一九七二』、一一七ページ、我部政明『戦後日米関係と安全保障』(吉川弘文館、二〇〇七年)、八〇ページ。
- (45) 我部政明『日米関係のなかの沖縄』(三一書房、一九九六年)、一三四ページ。なお、アイゼンハワー政権の沖縄への中距離弾道核ミサイル(IRBM)配備構想については、山田康博「アイゼンハワー政権のIRBM沖縄配備構想と日米関係、一九五六―一九五九年」『一橋論叢』第一二三号第一号(二〇〇〇年)を参照のこと。
- (46) Memorandum for Record, Subject: Operation Red Apple, September 29, 1954, Box232, RG260, NA.
- (47) Ogden to Governor of the Ryukyu Islands, November 27, 1954, Box232, RG260, NA.
- (48) 伊江島および宜野湾村伊佐浜での実際の土地接收に関しては、鳥山淳「一九五〇年代の沖縄の軍用地接收―伊江島と伊佐浜そして辺野古―」『歴史評論』七二二号(二〇〇九年)を参照のこと。
- (49) J5 to C of S, "Bacon Mission Report" (undated), Box232, RG260, NA.
- (50) 『沖縄タイムス』二〇〇二年四月二八日付。
- (51) Letter from Steeves to Allisson, May 24, 1955, enclosure in Letter from Morgan to McClurkin, June 1, 1955, 794. 0221/6-155. 沖縄県公文書館 [U90006102B]

- (52) J5 to C of S, "Bacon Mission Report" (undated).
- (53) Briefings presented in Tokyo, Japan to Sub-Committee of The House Armed Services Committee on the Okinawa Land Problem, October 21, 1955, by Brigadier General J. W. Farnshaw, Commanding General, 3d Marine Division (Forward) FMP.
- (54) 『沖繩タイムス』一九五四年三月一八日付。
- (55) 同前紙、一九五四年三月二五日付。
- (56) 立法院「軍用地処理に関する請願決議」(一九五四年四月三〇日) 土地連三十周年記念誌編集委員会編『土地連三十年のあゆみ』(資料編、沖縄県軍用地等地主会連合会、一九八五年)、四七五ページ。
- (57) 同上、四七七ページ。
- (58) 前掲『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(一)』(二二二～二四ページ)。
- (59) 前掲『土地連三十年のあゆみ』(資料編)、四七五～四七六ページ。
- (60) 『沖繩タイムス』一九五四年一〇月一六日付。
- (61) 同前紙、一九五四年一月一日付。
- (62) MEMORANDUM OF CONFERENCE, May 17, 1955, Subject: Meeting with Ryukyuan Land Delegation- 12 May 1955, 1530 hours. 沖縄県公文書館 [U81101353B]
- (63) MEMORANDUM OF CONFERENCE, May 17, 1955, Subject: Meeting with Ryukyuan Land Delegation- 13 May 1955, 1030 hours. 沖縄県公文書館 [U81101353B]
- (64) *Ibid.* なお、大山はみずからの足跡を記した文献のなかで、この時自分一人だけが一括払いに反対したことを明らかにしている。大山朝常『大山朝常のあしあと』(うるま通信社、一九七七年)、四八二～四八三ページ。
- (65) 『沖繩タイムス』一九五五年五月三日付。
- (66) 沖繩タイムス社編『沖繩の証言』(下巻、沖繩タイムス社、一九七三年)、二〇二ページ。
- (67) 『沖繩タイムス』一九五五年四月二二日付。
- (68) DEPGOVUSCAR to CINCFE, May 13, 1955, Box 232, RG 260, NA; CINCFE to DA, May 16, 1955, Box 232, RG 260, NA.
- (69) 琉球政府経済企画室編『軍用地問題の折衝経過』(一九五五年八月)。以下でのべる沖繩代表団の同委員会での訴えは、断わりのない限り、同資料を参照。

- (70) 前掲『土地連三十年のあゆみ』(資料編)、三九七ページ。同要綱の第七条は、「使用スル土地ノ農業経営カラ得ラレル一切ノ推定農業収入カラ、支出スベキ推定農業経営費ヲ控除シタ推定年間農業所得額ノ八〇%ノ額」を農地の賃貸料とすることを定めている。
- (71) STATEMENT OF MAJOR GENERAL WILLIAM F. MARQUAT FOR THE HOUSE ARMED SERVICES COMMITTEE RE H. R. 5700, June 7, 1955. 沖縄県公文書館 [0000024785]
- (72) STATEMENT FOR MR. VINSON. 沖縄県公文書館 [0000024785]
- (73) 現地公聴会のごとくは、HEARINGS BEFORE A SUBCOMMITTEE OF THE COMMITTEE ON ARMED SERVICES HOUSE OF REPRESENTATIVES, EIGHTY-FOURTH CONGRESS FIRST SESSION, October 24 and 25, 1955. 沖縄県公文書館 [U00001978B]
- (74) 軍用地問題解決委員会『沖縄における軍用地問題』(一九五五年一〇月)。
- (75) 「土地問題、米議会調査団」那覇日本政府南方連絡事務所長(高島省三)から総理府南方連絡事務局長、一九五五年一〇月一七日、情報公開第〇〇三四四号。
- (76) 「琉球問題に関する日本政府見解」の件「外務大臣から在アメリカ合衆国特命全権大使(井口貞夫)、一九五五年一〇月二二日、情報公開第〇〇三四四号。
- (77) VIEWS OF JAPANESE GOVERNMENT ON RYUKYUAN PROBLEMS, Ministry of Foreign Affairs Japanese Government, October 1955. 情報公開第〇〇三四四号。
- (78) 「軍用地問題の内面的考察(一)」那覇日本政府南方連絡事務所長(高島省三)から総理府南方連絡事務局長、一九五六年七月二日、情報公開〇二八二八号。同資料は中京大学の浅野豊美教授が外務省に情報公開請求をして取得したものである。浅野教授の御厚意により同資料およびそれに関連する開示資料をみせて頂いた。浅野教授の御厚意に深く感謝する。なお、同資料については、浅野豊美・平良好利「アメリカ施政下沖縄への日本政府関与拡大に関する基本資料(一)」中京大学文化科学研究編『文化科学研究』第一五巻第二号(二〇〇四年)に収録されている。
- (79) Memorandum for the Record, Subject: Conference of Mayors Relative to Marine Land Acquisition, July 22, 1955, Box 1151, RG 260, NA.
- (80) 『沖縄タイムス』一九五五年八月二四日付。
- (81) 前掲『土地連三十年のあゆみ』(新聞集成編)、一四七ページ。

- (82) 同上、一五一ページ。
- (83) 前掲資料『沖繩における軍用地問題』九五〜九六ページ。
- (84) 「米下院プライス調査団の沖繩調査に関する報告書」那覇日本政府南方連絡事務所、一九五五年一月一日、情報公開第〇〇三四四号。同報告書は、他の資料とともに一月二日に東京の本局に送付され、その後外務省に転送されている。「軍用地問題に関する資料送付の件」那覇日本政府南方連絡事務所長（高島省三）から南方連絡事務局長、一九五五年一月二日、情報公開第〇〇三四四号。
- (85) 同上。
- (86) 同上。なお、沖繩側は現地公聴会の他に調査団を大山陸軍病院付近の未使用軍用地や強制収用にあった宜野湾村伊佐浜、そして金武村の演習地や宜野座村松田の新規接収予定地、さらには伊佐浜立ち退き住民の移動地である美里村高原などにも案内し、現地の実情がどういふものであるのかを彼らに説明している。琉球政府行政主席官房情報課編『情報 第四号 軍用地問題はこう訴えた』（一九五六年三月）、一四一〜一四三ページ。
- (87) 前掲資料「米下院プライス調査団の沖繩調査に関する報告書」。
- (88) その資料とは、日本勧業銀行が作成した沖繩の土地評価報告書と、旧日本軍の軍用地接収関連資料などである。
- (89) 前掲資料「米下院プライス調査団の沖繩調査に関する報告書」。
- (90) 同上。
- (91) 「行政主席比嘉秀平の談話」情報公開第〇〇三四四号。この文書は前出「米下院プライス調査団の沖繩調査に関する報告書」などとともに、開示文書のなかに含まれていた。
- (92) 前掲資料「米下院プライス調査団の沖繩調査に関する報告書」。
- (93) Steeves to McClurkin, October 27, 1955, 794C. 00/10-2755. 沖繩県公文書館 [U90006092B]
- (94) Report of a Special Subcommittee of the Armed Services Committee House of Representatives. 沖繩県公文書館 [0000030365]
- (95) なお、この「絶対所有権」という権利は日本にはない法概念であり、しかも現地米軍当局も明確な定義を示さなかったが、東京のレムニッツァー (Lyman L. Lemnitzer) 民政長官は沖繩側に対し、これを「所有権 (ownership)」と置き換えることができ、しかも地主が同意したときにのみ取得することができる、という見解を示している。Memorandum for record, Subject: Meeting between General L. L. Lemnitzer, Governor of the Ryukyus and Group of Ryukyuan, July 6, 1956, Box 1154, RG 260, NA.